

就職先が決まらないまま卒業された方へ 新卒者体験雇用事業のご案内

～1か月の体験雇用で就職の選択肢を広げましょう！～

新卒者体験雇用事業とは？

就職先が決まらないまま卒業された方を対象に、1か月間の体験的な雇用を通じて、希望職種の選択肢を広げていただくとともに、仕事をする中でその職種や職場の理解を深め、その後に正社員に移行することをねらいとするものです。

体験雇用事業の対象となる方

平成22年3月卒業（予定）で就職先が決まっていない学生・生徒等

- ※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- ※ ハローワークに求職登録を行う必要があります。ハローワークで、体験雇用を行うことにより、就職可能性が高まると認められた方に、体験雇用を紹介します。
- ※ 体験雇用を開始する日現在の満年齢が40歳未満の方が対象です。
- ※ 卒業日については、平成22年3月を原則としていますが、平成21年10月から平成22年9月末までに卒業する方も対象になります。

体験雇用事業の流れ

新規学卒者

ハローワーク

- ①求職登録
- ②体験雇用を受け入れる事業所に職業紹介

事業主

有期(31日間)の
雇用契約

体験雇用終了

正規雇用契約
(期間の定めのない雇用)

別の就職先を探す場合

- ※ 体験雇用の対象となる求人をハローワークに提出し、体験雇用を受け入れた事業主には、体験雇用終了後に奨励金（8万円）が支給されます。